

各 位

株式会社 東北銀行

被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）無料相談会開催について
－ 釜石市で開催します －

株式会社東北銀行（本店 盛岡市 頭取 浅沼 新）では岩手弁護士会、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会、東北財務局盛岡財務事務所と金融機関等の共同により被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）に関する相談会を下記のとおり開催することとなりましたのでお知らせします。

記

1. 日時 平成25年3月17日（日） 13:30～15:30
2. 場所 釜石地区合同庁舎 大会議室（岩手県釜石市新町6-50）
3. 主催 岩手弁護士会、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会
東北財務局盛岡財務事務所
4. 共催 東北銀行、住宅金融支援機構、岩手銀行、北日本銀行、宮古信用金庫、
東北労働金庫、JAいわて花巻、JF岩手信漁連、岩手県、釜石市、大槌町
5. 内容 ①被災ローン減免制度の説明会
②個別相談会（事前予約制）
6. 申込方法 「説明会」の申込は不要ですので、当日会場にお越しください。「個別相談会」は、ガイドライン運営委員会登録弁護士がご相談に応じます。事前予約制とさせていただきますので、個別相談会をご希望の方は、平成25年3月15日（金）までに下記申込先に電話にてお申し込みください。

〈申込先〉個人版私的整理ガイドライン運営委員会岩手支部
TEL 019-606-3622 [受付時間 平日9時～17時]

本件に関するお問い合わせ
融資統括部 担当 川原
TEL019-651-6161

 **東北銀行**

〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>

東日本大震災の被害で
住めなくなった家の住宅ローンの
返済をどうしたらいいんだろう…



新しい家を建てるのに
新たに借り入れ
できるのかしら？

[個人版私的整理ガイドライン] 被災ローン減免制度 をご存知ですか？

9コマでわかる、被災ローン減免制度！

1 残った住宅ローンの返済をどうしよう。破産などの法的な手続きを
してしまうと信用情報機関へ
登録されてしまうし、困ったなあ…

2 お待ちください！
「被災ローン減免制度」を
利用すると信用情報機関への
登録などの不利益を
回避することができます。

3 それは知らなかった！
これで新たに借り入れや
クレジットカードが
作れるんだね。

4 でも、
弁護士費用って
どれくらい
かかるのかしら？

5 心配ございません。
弁護士費用は
すべて国が負担します。

6 それじゃ、安心して
手続きができるわね。

7 でも、さすがに手元にある
お金は全て住宅ローンの
返済に充てなきゃ
いけないでしょ…

8 そんな事はございません。
義捐金などの他に
上限500万円を目安に
手元に残せるんです。

9 よかった！
これで
生活再建に向けて
スタートできるね！

**[個人版私的整理ガイドライン]被災ローン減免制度とは、
住宅ローンなどの免除を受けることができる制度です。**

(注) 債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

被災ローン減免制度を
利用する
メリット

- 1 個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。
- 2 国の補助により弁護士費用はかかりません。
(注) 運営委員会に登録された弁護士の費用に限ります。
- 3 手元に残せる現預金の上限が500万円を目安に拡張されています。
義捐金等は、上記500万円とは別に手元に残すことができます。
(注) 被災状況、生活状況などの個別事情により減額があり得ます。

くわしくは
裏面へ！

**無料
相談会
開催!!**

裏面にモデルケースを記載しておりますのでご覧ください。

■[個人版私的整理ガイドライン]被災ローン減免制度を利用した場合のモデルケース

例えば Aさん(男性・岩手県)のケース

- 東日本大震災で自宅が全壊し、現在仮設住宅に居住している。
- 勤務先が被災し異動となったが、収入に大きな変化はない。しかし今後仮設住宅を退去する際にはあらたな住居費負担が発生することから、今後の返済について不安になった。居住できなくなった自宅の住宅ローンをどうにかしたいとの思いから被災ローン減免制度の利用を検討し、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に相談した。

■ 制度成立前の借入残高

○銀行 (住宅ローン) **借入残高:1900万円**

■ 制度成立後の借入(債務)免除結果

○銀行 (住宅ローン) **借入残高:200万円** **免除額:1700万円**

↑一括返済200万円(自宅跡地分)

結果

- ①義援金350万円を受領したが、それを含めた現預金600万円について自由財産の拡張が認められた。
- ②自宅跡地については、手元に残った現預金より約200万円を一括返済することとし、結果として、自宅跡地を手元に残し、**約1,700万円の借入金の免除**を受けることができた。

弁護士に制度利用の相談ができる!

[個人版私的整理ガイドライン]被災ローン減免制度

無料相談会開催

日時 平成25年3月17日(日) 13:30~15:30

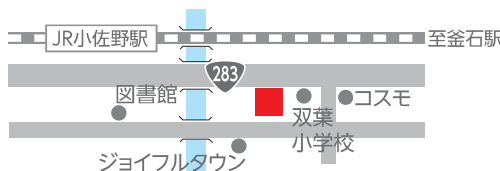
場所 釜石地区合同庁舎 大会議室

①被災ローン減免制度の説明会(予約不要)

岩手弁護士会所属弁護士、個人版私的整理ガイドライン運営委員会担当者が、制度についてわかりやすく説明します。

②個別相談会 **事前予約制**

岩手弁護士会所属弁護士がご相談に応じます。
個別相談会をご希望の方は**平成25年3月15日(金)までに**
下記連絡先にお電話にてお申込みください。



※説明会の会場はお席に限りがございますので、ご了承ください。

※個別相談会へのお申込が定員を超えた場合は、別途日程をご相談させていただくことになりますのでご了承ください。

個人版私的整理ガイドライン運営委員会岩手支部

TEL 019-606-3622

[受付時間/平日9:00~17:00]

■主催/岩手弁護士会、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会、東北財務局盛岡財務事務所

■共催/岩手県、釜石市、大槌町、住宅金融支援機構、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、宮古信金、東北労金、JAいわて花巻、JF岩手信漁連